

袋井市週休2日推進工事（建築工事）特記仕様書（発注者指定型）

第1条 発注方式

本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日推進工事（発注者指定型）である。なお、月単位の週休2日に取り組むことを必須とする。

第2条 週休2日の考え方

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、以下のとおりとする。
 - ① 月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ② 通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

- ③ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。
- ④ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

第3条 実施方法

(1) 対象期間開始前

対象期間を受発注者間協議により設定する。

受注者は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得たうえで週休2日に取り組むものとする。

分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう「現場閉所（現場休息）予定日」を調整したうえで、実施工程表等を作成する。

(2) 対象期間中

受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出する。

(3) 現場閉所（現場休息）率確認時

監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）率を算出し、現場閉所(現場休息)率確認書を作成し、受注者に交付する。

第4条 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工事の進捗に影響が出ないように、各工事間の調整を適切に実施する。

第5条 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

第6条 費用の計上

予定価格は、月単位の週休2日を前提に補正係数(1)により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。以下同じ。）を補正し作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の週休2日を満たさない場合は補正係数(2)に変更し、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(1) 月単位の週休2日 補正係数 1.04

(2) 通期の週休2日 補正係数 1.02